

一般社団法人日本歯内療法学会 代議員選挙について

定款第 6 条に基づく代議員選挙を実施します。代議員選挙施行細則第 4 条に基づき、ここに公示します。

1. 代議員数

定款第 6 条②に基づき、50 名以上 150 名以内

2. 選挙方法

立候補者数が 150 名を超えた場合、選挙を行い、150 名を選出する。立候補者数が 150 名以下の場合、信任投票とする。いずれも郵便による方法とする。詳細は、2021 年 11 月末までに日本歯内療法学会ホームページ (<http://www.jea.gr.jp/>) に掲載する。選挙は定款第 6 条⑥に基づき、2021 年 12 月に投票期間を設定し、実施する。

3. 立候補方法

代議員選挙施行細則第 3 条の条件を満たし、立候補を希望する方は、立候補届は下記からダウンロードするか、日本歯内療法学会事務局（日本歯内療法学会 E メールアドレス：jea@kokuhoken.or.jp）までメールにて取り寄せる。立候補届の提出は簡易書留またはレターパックによるものとし、提出期限は 2021 年 10 月末日とする。

[立候補届はこちらからダウンロードしてください。](#)

4. 次期代議員候補者名簿

代議員選挙施行細則第 5 条に基づき、選挙管理委員会は立候補者の資格審査を行い、適格者を理事会に報告する。理事会は次期代議員候補者名簿として、2021 年 11 月開催の理事会にて審議する。承認された次期代議員候補者名簿は日本歯内療法学会ホームページ (<http://www.jea.gr.jp/>) に掲載する。

一般社団法人日本歯内療法学会 代議員選挙施行細則

日本歯内療法学会 選挙管理委員会